

令和 5 年 6 月 1 2 日

池田町議会議長 丹羽 泰彦 様

池田町議会議員 3 番 片山 喜博 印

一般質問の通告について

池田町議会会議規則第 6 1 条第 2 項により、次のように通告いたします。

記

1. 質問事項 北海道池田高等学校に向けた支援について（5 点）

（要 旨）

（1 点目）北海道池田高等学校就学奨励金の未執行分の扱いについて

令和5年度予算で池田高等学校入学者1年生に対する助成金として80名分計400万円の「北海道池田高等学校就学奨励金」が計上されています。しかし、実際の入学者は80名に満たないため、予算の一部が使われていない状態です。この予算は池田高等学校を支援することが目的のひとつであり、今年度の生徒に使えなかったのであれば次年度の生徒に向けて使うことで、その目的が達成できるものと考えます。執行できていない分を補正予算で組み替え前向きな予算にして、次年度の生徒獲得に向けた PR 活動等に使えるようにするなど池田高校の存続を後押しすることはできないでしょうか。これについての見解を伺います。

(2点目) 池田高等学校のPR活動について

地域の小中学生や保護者の方々を含め町民からは池田高校でどのような学びができるのかが分からないという声があります。総合学科が設置されているということもあるかもしれませんが、これから高校入試を迎える生徒やその保護者、あるいは地域の方々に池田高校の魅力を十分に伝えられておらず、池田高等学校は進学先の高等学校としては候補に挙がりにくい状態ではないでしょうか。教育振興会に含まれる町内小中学校や豊頃町、浦幌町をはじめ近隣市町村の小中学生やその保護者に向けて、学校を通じて定期的に直接チラシを届けたり、学校紹介に伺ったりするなどして池田高校の魅力を伝えるPR活動をすぐにでも、より積極的に進めていく必要があると考えます。まずは定期的なチラシやパンフレットの作成と配付、またはその支援から、具体的な取組をすぐにでも始められないでしょうか。これについての見解を伺います。

(3点目) コーディネーター設置等、高等学校職員の負担軽減策について

池田高等学校では探究と参画の授業が展開されており、池田高校は3年間の学びの中で「自分が何者であるのか、何に興味があり、何ができるのか、これからどのように生きていくのか」を深めることができる学校です。この探究と参画の授業を展開するために多くの事業者や人が池田高等学校とのつながりを持つことになります。しかし池田高等学校は職員数が決して多くなく、先生方は多忙を極められています。そこで、池田高等学校と町内外の事業者や町民、池田町と橋渡しを行うコーディネーターを設置することが、先生方の負担軽減や授業の質の向上につながるものと考えます。例えば地域おこし協力隊の制度を活用して、デザイン等宣伝広報の力がある方にコーディネーター業務や池田高校のPR活動を軸に地域の事業者との交流や連携も進めていただき、任期を終えたあとも同様の仕事で定住できるようにするなど、外部人材を活用した取組を実行することはできないでしょうか。これについての見解を伺います。

(4点目) 池田高校生に対する補助金の活用方法について

現在の池田高等学校の支援の在り方としては、全体的にご家庭の負担軽減策が主となっています。周辺町村と足並みを揃えるという面では良い政策ですが、池田町として特色のあるものにはなっていないと思います。この補助金の使い方について、総合学科という特徴に合う形で生徒のスキルアップに直接つながるような支援にも視点を定めて補助することはできないでしょうか。例えば地域の事業者や町民に授業協力を受けるときの必要経費や謝礼の支払、生徒が行う授業内外で行われる探究活動への活用などです。特に、現在町内外の事業者の助力を得て行われている授業などはボランティアの要素が大変強く、池田高等学校で行われている探究と参画の授業の質をより高めるには改善が必要です。これについての見解を伺います。

(5点目) 利別地区と池田高等学校を結ぶ通学バスの運行について

昨年度実行された JR 池田駅から池田高等学校を結ぶバスは大変良い結果が出ていると聞き及んでいます。この通学バスについて、特に12月から3月の冬期間中に通学が非常に困難になり、保護者の方々の負担が大変大きくなる利別地区の生徒も対象にできないでしょうか。具体的には利別地区にバス停留所を設けて「利別地区から池田駅を経由して、池田高等学校へたどり着く」通学バスを運行することです。町外から池田高等学校へ通う生徒への支援の充実が重要であることは承知していますが、町内の利便性も高めることで町内から池田高等学校に進学する生徒を増やす努力もまた必要であると考えます。これについての見解を伺います。

答弁者

2. 質問事項 継続的事業の継続性を担保する取組について（1点）

（要 旨）

昨年までの3年間池田町で継続されてきた町有林の貸出事業に係り、4月以降も継続することが想定される形で新年度予算に組まれているにもかかわらず、一方的に貸出事業が休止されたため事業の先が見通せなくなり、今年度契約の継続を断念した事業者がおられます。そもそもこの予算は議会の議決を受けたものであり、当然実施するはずのものだと思いますが、年度当初から急な方針転換があり休止になっています。結果としては、せっかくこれから池田町に定着し、事業を展開し、発展させようとしている事業者を追い出そうとしていることになっていました。

池田町は現在も人口が減少し続け、併せて事業者数も減少し続けています。これは池田町だけでなく日本全国で進んでいることですので、池田町に魅力を感じて町外から来ていただき、事業を興し、定着してくれるという方は個人、法人を問わず大変貴重な存在です。今回のようなことが繰り返されれば、池田町で事業を興したい、池田町に来たいと望む事業者がいなくなってしまうだけでなく、町内で事業を展開し頑張っている事業者が町外へ出ていってしまうことにもつながるであろうと危惧しています。今後同じようなことが繰り返されないよう、これから述べることについて具体的な対策を行っていただきたいです。これらについての見解を伺います。

一、議会で審議され議決された事業は年度当初から正しく遂行すること。

一、特に継続的かつ相手がある事業、申請者や利用者がいる事業は、安易に停止や廃止、中止、休止するのではなく事業の継続性を維持すること。

答弁者

3. 質問事項 防災情報や避難行動など災害対策について（2点）

（要 旨）

（1点目）災害等で避難する際のペットの扱いについて

現在、池田町は災害時にペットと一緒に避難する避難者の受け入れ態勢は十分に整っているでしょうか。近年、地震や台風、豪雨といった災害が増えており、池田町もいつ災害に見舞われるかわかりません。まずは人命が第一ですが、ペットを家族と考える人が増えている社会背景がある現在、ペットとの避難体制を十分に整える必要があると考えています。

全国的にみると、1995年の阪神淡路大震災をきっかけに、災害時にペットと一緒に避難する対策を講じるための組織が組織され、フードなどの支援、避難時のペット一時預かり施設の設置、迷子動物の保護と治療、里親募集など被災飼い主に対する支援が主体的に行われました。2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震でも支援が行われました。様々な支援が行われてきた一方で、熊本地震ではペットとの「同行避難」「同伴避難」について課題が浮き彫りになっています。

環境省では「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」「人とペットの災害対策ガイドライン」などが作成され、熊本地震の記録集「熊本地震における被災動物対応記録集」が公開されています。

今年度も防災関連事業が行われることが予定されていますが、その際にはペットの扱いについても考慮する必要があります。また、平時から災害発生時のガイドラインを作成したり、案内したりすることや、町民への周知、避難所の受け入れ態勢の整備など、ペットが関わる部分の災害対策を示す必要があると考えます。このことについて見解を伺います。

（2点目）オンラインハザードマップの活用について

現在池田町では、防災のしおりが全戸に配付され災害発生時の対策が行われていますが、十勝管内の帯広市や広尾町では、避難場所等の情報を電子地図に重ねて自由に確認することができるサイトも運営されています。突然の災害で防災のしおりを手には避難できない場合、防災のしおりを紛失して見つけられない場合、普段はあまり防災について意識を持ってこなかった場合、オンラインで避難場所などの情報が得られることは、それにアクセスできれば失わなくても良かった命を救うことにつながるかもしれません。池田町においてもオンラインハザードマップの整備を行い、平時から町民に周知することで災害に対する対応力の強化を行うことが進められないでしょうか。このことについて見解を伺います。

答弁者

4. 質問事項 災害貸付資金の出口戦略について

(要 旨)

池田町中小企業融資条例で、新型コロナの感染拡大に対する対応として事業者向けに災害貸付資金の融資が行われています。新型コロナの影響は現在も続いているですが、物価の上昇も進んでおり事業者の経営環境は厳しさが増す一方です。この状況下において、災害貸付資金の当初予定での返済継続は大きすぎる負担を事業者にかけることになります。この災害貸付資金は池田町内の多くの事業者の助けになった大変良い施策です。災害貸付融資期間の延長や、別枠で運転資金などへの円滑な移行を行うこと、その際には一部でも信用保証協会保証料の補助をするなど、事業者に寄り添った形での災害貸付資金の出口戦略を描いて、町として最後まで事業者を支援するという姿勢を示せないでしょうか。このことについて見解を伺います。

答弁者 _____

5. 質問事項 空き家対策について

(要 旨)

先日、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が参議院本会議を通過して成立したということが新聞等で報道されました。これは、市町村が今後放置すれば「特定空き家」となりえる空き家を「管理不全空き家」として指定し、行政による改善の指導・勧告や、固定資産税の6分の1減額となる住宅用地特例を解除することが可能になるものです。また、特定空き家については行政による除去等の代執行も可能になります。

池田町では令和3年に「第2次池田町空家等対策計画」が策定されていますが、その中で空き家などの数は233戸で、平成28年度よりも増加していることが示されています。今後も人口の減少と共に空き家や管理不全空き家、特定空き家は増加していくことが考えられます。この度の「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正法」を受けて、池田町は今後の空き家対策についてどのように考えるのかを伺います。

答弁者 _____